

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる熊本県内の災害救助法の適用について

災害救助法 適用市町村	法適用日（基準日）	被害の状況等	備考
八代市 人吉市 水俣市 上天草市 天草市 葦北郡芦北町 葦北郡津奈木町 球磨郡錦町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡相良村 球磨郡五木村 球磨郡山江村 球磨郡球磨村 球磨郡あさぎり町	令和2年7月4日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 阿蘇郡南小国町 阿蘇郡小国町	令和2年7月6日	令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

※令和2年7月29日現在